

目次

- 第1章 総則（第1条－第11条）
 - 第2章 発売（第12条－第14条）
 - 第3章 運賃（第15条－第19条）
 - 第4章 効力（第20条－第23条）
 - 第5章 障害返金（第24条・第25条）
 - 第6章 払戻し（第26条）
 - 第7章 特殊取扱（第27条・第28条）
 - 第8章 ICカードの相互利用（第29条－第31条）
 - 第9章 雑則（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、東京地下鉄株式会社（以下「当社」という。）における、外国人向けICカード乗車券による訪日外国人旅客（以下「旅客」という。）の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社において旅客の運送等を行う外国人向けICカード乗車券は、この規則の定めるところによる。

2 この規則が改定された場合、以後の外国人向けICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

3 当社は法令の変更、監督官庁の指示及び要請、経済情勢の変動、技術革新その他の事由により必要があるとき、又は、当社、次条に定めるIC取扱事業者、若しくは、利用者の正当な利益を保護するために必要があるときは、この規則を相当な範囲で変更することができる。この場合、当社の変更の時期及び変更内容を予め告知するものとする。

4 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規程（平成19年4月営業部達第3号。以下「営業規程」という。）及び株式会社パスモが定めるPASMOPASSPORT取扱規則等の定めるところによる。

（用語の意義）

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「外国人向けICカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行するPASMOPASSPORTを媒体とする乗車券等をいう。
- (2) 「IC取扱事業者」とは、株式会社パスモがPASMOPASSPORTの取扱いを認める利用事業者の総称をいう。
- (3) 「IC鉄道事業者」とは、前号に規定するIC取扱事業者のうち、鉄道事業者をいう。
- (4) 「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、外国人向けICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (5) 「ICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供する外国人向けICカード乗車券をいう。
- (6) 「大人用PASMOPASSPORT」とは、大人の使用に供するPASMOPASSPORTをいう。
- (7) 「小児用PASMOPASSPORT」とは、小児の使用に供するPASMOPASSPORTをいう。
- (8) 「IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能をPASMOPASSPORTに付加した外国人向けICカード乗車券をいう。
- (9) 「チャージ」とは、外国人向けICカード乗車券に入金することをいう。
- (10) 「発行手数料」とは、PASMOPASSPORT取扱規則に定める手数料をいう。
- (11) 「レファレンスペーパー」とは、外国人向けICカード乗車券の登録情報が確認できるご案内票をいう。
- (12) 「改札機等」とは、外国人向けICカード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (13) 「精算機等」とは、外国人向けICカード乗車券の精算及びチャージを行う機器をいう。
- (14) 「最低運賃相当額」とは、第7条第2項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。
- (15) 「乗継駅」とは、別表第1に規定する接続駅をいう。
- (16) 「乗換駅」とは、営業規程第83条第1項の乗換駅をいう。

（契約の成立及び適用規定）

第4条 外国人向けICカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（SFの有効期限）

第5条 SFは、発売日から起算して28日間を超えて使用することはできない。

（使用方法及び制限事項）

第6条 外国人向けICカード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一の外国人向

- け I C カード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。
- 2 外国人向け I C カード乗車券を使用して乗車するときは、常にレファレンスペーパーを携帯するものとし、係員からの請求があるときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを呈示しなければならない。
 - 3 出場時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。
 - 4 外国人向け I C カード乗車券の S F を使用して別の P A S M O P A S S P O R T 及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
 - 5 入場時に使用した外国人向け I C カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該外国人向け I C カード乗車券で再び入場することはできない。
 - 6 次の各号のいずれかに該当するときは、外国人向け I C カード乗車券を直接改札機等で使用できないことがある。
 - (1) 入場時に S F 残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。
 - (2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。
 - (3) 外国人向け I C カード乗車券の破損、改札機等の故障又は、停電等により改札機等による外国人向け I C カード乗車券の内容の読取りが不能となったとき。
 - 7 外国人向け I C カード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
 - 8 I C 企画乗車券の有効区間内の駅を発駅又は着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第 1 項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。
 - 9 前条に定める有効期限を超えた外国人向け I C カード乗車券は、チャージすることができない。
 - 10 外国人向け I C カード乗車券には、前条の有効期限を超える期間を含む I C 企画乗車券は発売しない。
 - 11 P A S M O P A S S P O R T 取扱規則に規定する有効期間内であっても、12 歳となる年度の 3 月 31 日を超えた旅客は、小児用 P A S M O P A S S P O R T を使用することができない。
 - 12 偽造、変造又は不正に作成された外国人向け I C カード乗車券、S F 又は企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃)

第 7 条 この規則における普通旅客運賃は、前条第 1 項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

- 2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した 1 円単位運賃とする。

1 区	1 キロメートルから	6 キロメートルまで	1 6 5 円
2 区	7 キロメートルから	1 1 キロメートルまで	1 9 5 円
3 区	1 2 キロメートルから	1 9 キロメートルまで	2 3 7 円
4 区	2 0 キロメートルから	2 7 キロメートルまで	2 7 8 円
5 区	2 8 キロメートルから	4 0 キロメートルまで	3 0 8 円

ただし、綾瀬・北千住相互発着となる場合及び目黒・白金高輪相互発着となる場合は、キロ程によらず、次の各号のとおりとする。

- (1) 綾瀬・北千住間相互発着となる場合 1 3 3 円
- (2) 目黒・白金高輪間相互発着となる場合 1 6 5 円
- 3 旅客が前条第 1 項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、営業規程に定める普通旅客運賃を適用する。

- (1) 前条第 8 項の規定により他の乗車券を併用した場合で、営業規程に定める乗車券で旅行を開始した場合
- (2) 前条第 8 項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について営業規程に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

第 8 条 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1 円未満の端数を切り捨てた額とする。

(旅客の同意)

第 9 条 旅客は、この規則及び第 2 条第 4 項に掲げる規程類を承認し、かつこれに同意したものとする。

(取扱区間)

第 10 条 当社における外国人向け I C カード乗車券の取扱区間は、営業規程第 3 条第 1 号に規定する当社線とする。

(制限又は停止)

第 11 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 発売又は障害返金等の箇所・枚数・時間・方法の制限又は停止
- (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車の制限
- 2 前項に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

第 2 章 発売

(発売)

第 12 条 P A S M O P A S S P O R T は P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにより駅等で発売する。

- 2 当社では P A S M O P A S S P O R T に企画乗車券及び定期乗車券の発売はしない。

(チャージ)

第 13 条 外国人向け I C カード乗車券は、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにより外国人向け I C カード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

- 2 I C S F 乗車券を使用して乗車し、出場時に S F 残額が減額する運賃相当額に満たない場合及び I C 企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつ、S F 残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。
- 3 前項の場合、その不足額に 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円単位に切り上げた額とする。

(S F 残額の確認)

第 14 条 外国人向け I C カード乗車券の S F 残額は、外国人向け I C カード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2 外国人向け I C カード乗車券の S F 残額履歴の表示又は印字は P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにより、外国人向け I C カード乗車券の処理を行う機器により行うことができる。
- 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

4 当社においては、P A S M O P A S S P O R T 取扱規則の定めにかかわらず、第 1 項及び第 2 項に定める S F 残額及び S F 残額履歴のほか、最近の S F 残額履歴から 100 件までさかのぼって確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていない S F 残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの S F 残額履歴

第 3 章 運賃

(I C S F 乗車券における運賃の減額)

第 15 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運賃を S F 残額から減額する。ただし、小児用 P A S M O P A S S P O R T にあつては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

- 2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他の I C 鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。
- 3 乗換駅を経由して着駅で出場する場合は、発着区間の片道普通旅客運賃相当額と当該乗換駅における収受額とを比較し、不足額は収受し過剰額は払戻しをしないものとする。

(I C 企画乗車券における運賃の減額)

第 16 条 旅客が I C 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で有効区間外から入場した後、有効区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (3) 有効期間内で有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、又は、実際乗車区間の片道普通旅客運賃を減額する。
- (4) 有効期間の開始日前又は有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、実際乗車区間の片道普通旅客運賃を減額する。

(当社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第 17 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用 P A S M O P A S S P O R T の S F から減額する旅客運賃にあつては、各 I C 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

- 2 旅客が I C 企画乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。
- 3 前各項の規定にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から 4 社局以内の各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5 社局以上を連続して乗車した場合であっても、4 社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4 社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。
- 4 前各項の規定にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。
- 5 I C 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 I C 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあつては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
- (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。

6 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(身体障害者割引及び知的障害者割引)

第 18 条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引基準(平成 19 年 4 月営業部達第 20 号)又は知的障害者旅客運賃割引基準(平成 19 年 4 月営業部達第 22 号)により、割引を受けようとする旅客(日本の都道府県が発行した身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者に限る。)が外国人向け I C カード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、I C S F 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、I C 企画乗車券による乗車では第 16 条の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、又は、実際乗車区間の片道普通旅客運賃から

それぞれ5割引した額を減額する。

2 前項の規定にかかわらず、各IC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定めるICカード乗車券に関する規則に基づき運賃を減額する。

(2) 2以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

3 前各項の取扱いは、第6条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳又は療育手帳を呈示するものとする。

(身体障害者割引運賃及び知的障害者割引運賃の端数処理)

第19条 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

第20条 外国人向けICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSF乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、大人用PASMOPASSPORTから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。

(2) 入場後は、当日限り有効とする。

(3) 途中下車の取扱いはしない。

(4) 乗継駅及び乗換駅では、SF残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合、当該乗継駅又は乗換駅での出場ができない。

(5) 乗継駅及び乗換駅では、出場から再入場までの時間が30分を超えた場合、乗継及び乗換の取扱いをしない。

2 SFをチャージしたIC企画乗車券の有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(レファレンスペーパーの再印字)

第21条 レファレンスペーパーの記載事項が不明となったとき又は紛失等したときは、速やかに当該PASMOPASSPORTを当社に呈示して、レファレンスペーパーの再印字を請求しなければならない。

(無効となる場合)

第22条 外国人向けICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった外国人向けICカード乗車券の取扱いはPASMOPASSPORT取扱規則の定めによる。

(1) 旅行開始後の外国人向けICカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

(2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、又は、IC企画乗車券の有効区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合

(3) 外国人向けICカード乗車券を使用資格者以外の者が使用した場合

(4) 使用資格を偽って購入した外国人向けICカード乗車券を使用した場合

(5) 当社の営業規程に定める、乗車券が無効となる事項に該当する場合

(6) 偽造、変造又は不正に作成された外国人向けICカード乗車券又はSFを使用した場合

(7) 旅客の故意又は重大な過失により外国人向けICカード乗車券が障害状態となったと認められる場合

(8) その他不正乗車的手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第23条 前条各号のいずれかに該当した場合、営業規程の定めにより収受する。

第5章 障害返金

(障害返金)

第24条 ICSF乗車券が障害となった場合のSF残額の返金の取扱い(以下、「障害返金」という。)は、PASMOPASSPORT取扱規則の定めるところにより行う。

2 IC企画乗車券が付加された外国人向けICカード乗車券の障害返金の取扱いを行う場合は、IC企画乗車券及びレファレンスペーパーを呈示したときに、SF残額を返金するために必要な帳簿(以下「障害返金整理票」という。)を発行する。ただし、返金する当日において企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により障害返金整理票が発行された当該IC企画乗車券は、旅客が障害返金整理票発行日の翌日から、当該IC企画乗車券の有効期間が終了する日の翌日を起算日として14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、SF残額の返金を請求した場合に限って、当該IC企画乗車券に記録されていたSF残額を返金する。

(1) 旅客が前項により発行した障害返金整理票とともにレファレンスペーパーを提出すること。

(2) 旅客が当該IC企画乗車券を呈示すること。

(3) 当該IC企画乗車券の企画乗車券が当社で発売されたものであること。

4 当該IC企画乗車券の障害返金の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず障害返金の取扱いを行わない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失によりIC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第22条第1項第7号により無効となった場合

(免責事項)

第25条 この規則に定めのない、PASMOPASSPORTを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払戻し

(払戻し)

第26条 旅客は、PASMOPASSPORT取扱規則の定めるところにより、SF残額の払戻しを請求することができない。

第7章 特殊取扱

(同一駅で出場する場合)

第27条 旅客は、ICSF乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該ICSF乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客がIC企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で有効区間内から入場した後、有効区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
 - (2) 有効区間外の駅又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃又は別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 次の各号に該当し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の最低運賃相当額を支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- (1) ICSF乗車券を使用して入場した場合。
 - (2) IC企画乗車券を有効区間外の駅又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第28条 IC企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に有効区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については営業規程に定める取扱いによる。

2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまる外国人向けICカード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、ア又はイの取扱いを選択のうえ請求することができる。

- (1) ICSF乗車券
 - (2) SFをチャージした有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の満了日の翌日以降のIC企画乗車券
- ア 発駅まで無貨送還をするとき
乗車区間の旅客運賃は収受せず、無貨送還後、発駅での出場時に当該外国人向けICカード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無貨送還中の途中駅で下車した場合は、イの取扱いを適用する。
- イ 発駅に至る途中駅まで無貨送還したとき又は当該駅で旅行を中止したとき
発駅から途中駅又は当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅又は当該駅において外国人向けICカード乗車券のSF残額から減額する。

第8章 ICカードの相互利用

(ICカードの相互利用)

第29条 株式会社パソモが相互利用を行う東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Welcome Suica」については、第3条第1号に定める外国人向けICカード乗車券として取り扱うこととし、この規則を準用する。

2 前項で定める一部の外国人向けICカード乗車券については、外国人向けICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第1項に定める外国人向けICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の営業規程及び第1項に規定するICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

(ICカードの相互利用において取り扱わない業務)

第30条 前条の規定にかかわらず、次の各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 第12条（発売）
- (2) 第14条第4項（SF残額の確認）
- (3) 第21条（レファレンスペーパーの再印字）
- (4) 第24条（障害返金）、ただし本条に定める障害返金整理票交付手続きは行う。
- (5) 第26条（払戻し）

(相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い)

第31条 第22条により無効となったカードについては、第29条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取り扱う。

第9章 雑則

(改廃手続)

第32条 この規則の改廃は、りん議文書により取締役決裁で行う。ただし、軽易な改正は、規程類管理規程（平成16年4月社達第19号）第6条第2項に定めるところによる。

附 則（2019年8月営業部達第16号）
この規則は、2019年9月1日から施行する。

別表1

(1) 当社線と他の IC 鉄道事業者線との乗継割引区間においていったん改札を出る場合の接続駅

乗継割引区間 (当社線)	接続駅	乗継割引区間 (他の IC 鉄道事業者)
表参道、外苑前、青山一丁目、明治神宮前、代々木公園、乃木坂、北参道各駅	渋谷	(東急線) 代官山、中目黒、池尻大橋、三軒茶屋各駅
田原町、稲荷町各駅	浅草	(東武線) とうきょうスカイツリー・東向島間各駅、小村井駅
新大塚、茗荷谷、千川、要町、東池袋、護国寺、雑司が谷、西早稲田各駅	池袋	(東武線) 北池袋・中板橋間各駅
新宿御苑前、新宿三丁目、西新宿、中野坂上、新中野、中野新橋、東新宿、北参道各駅	新宿	(小田急線) 南新宿・代々木上原間各駅
新宿御苑前、新宿三丁目、西新宿、中野坂上、新中野、中野新橋、東新宿、北参道各駅	西武新宿	(西武線) 高田馬場・中井駅間各駅
中野、落合、早稲田、神楽坂各駅	高田馬場	(西武線) 西武新宿、下落合・新井薬師間各駅
新大塚、茗荷谷、千川、要町、東池袋、護国寺、雑司が谷、西早稲田各駅	池袋	(西武線) 椎名町、東長崎各駅
新宿御苑前、新宿三丁目、西新宿、中野坂上、新中野、中野新橋、東新宿、北参道各駅	新宿	(京王線) 初台・笹塚間各駅
表参道、外苑前、青山一丁目、明治神宮前、代々木公園、乃木坂、北参道各駅	渋谷	(京王線) 神泉・東松原間各駅
南千住、綾瀬、北千住、西日暮里、千駄木各駅	町屋	(京成線) 日暮里、新三河島、千住大橋、京成関谷各駅
錦糸町、住吉各駅	押上	(京成線) 京成曳舟、八広各駅

(2) 当社線と東京都交通局が運営する都営地下鉄線との間においていったん改札を出る場合の接続駅

浅草、上野広小路・上野御徒町、日本橋、新橋、青山一丁目、後樂園・春日、本郷三丁目、淡路町・小川町、大手町、新宿三丁目、新宿・新宿西口、中野坂上、仲御徒町・上野御徒町、秋葉原・岩本町、人形町、東銀座、日比谷、日比谷・有楽町、六本木、飯田橋、九段下、門前仲町、新御茶ノ水・小川町、市ヶ谷、月島、神保町、水天宮前・人形町、清澄白河、住吉、押上、麻布十番、東新宿
